

平成31年度 市民税・県民税申告のお知らせ

平成31年度（平成30年分）の申告相談が2月5日（火）から始まります。

この申告は、市民税・県民税を計算するための基礎資料となります。また、国民健康保険の税額や各種手当、行政サービスの負担額の判定資料にもなりますので、申告が必要な方は忘れずに申告しましょう。

なお、申告手続にはマイナンバーの記載および本人確認書類の提示が必要になっています（申告書には、扶養親族および事業専従者のマイナンバーの記載も必要ですが、これらの方々は番号確認書類のみ必要です）。

* 申告の日程やマイナンバーの取り扱い等、詳細については、本紙と同時配布の「平成31年度市民税・県

民税申告のお知らせ」をご覧ください。こちらは、市ホームページにも掲載しているほか、税務課や各総合支所窓口にも備え付けていますのでご利用ください。

▷ 申告相談は大変込み合います。待ち時間短縮のため以下の点について、ご協力をお願いします。

- ・ 必要書類はすべて揃ってからお出でください。
- ・ 領収書（レシート）は科目ごとに揃え、合計額を計算した上、ご持参ください。
- ・ できるだけ指定された期日にお出でください。

問…税務課 内線2253

金木総合支所総合窓口係 内線3114

市浦総合支所総合窓口係 内線4014

五所川原税務署からのお知らせ

申告書作成会場の開設期間は、2月18日（月）～3月15日（金）です。（土・日を除く）

開設場所…五所川原税務署 2階会議室

開設時間…9:00～17:00（開設時間内に申告書作成を終えられるよう、お早めのご来場をお願いします。会場開設前は、申告書作成会場を設置していません。少ない職員での対応となり、長時間お待ちいただく場合がありますので、開設期間中にお越しく下さい。）

* 申告手続などには、マイナンバーの記載と本人確認書類の提示等が必要です。

▷ インターネット（パソコン・スマホ等）で確定申告ができます。

① 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」へアクセス

② 申告書を作成（画面の案内に従って入力、税額を自動計算）

③ 申告書を提出（e-Tax（電子申告）または印刷して郵送等で）

* e-Taxの送信方法には2通りあります。詳しくは税務署まで。

問…五所川原税務署 TEL34-3136

障害者控除対象者認定書の交付について

納税者自身または控除対象配偶者や扶養親族が次の要件に該当する場合、市が交付する「障害者控除対象者認定書」によって一定の所得控除（所得税および住民税）を受けることができます。

対象となる要件

満65歳以上で介護保険要介護認定を受けている方。（要支援1・2を除く）

* 身体障害者手帳、愛護手帳をお持ちの方は、それらの手帳により、この認定書がなくても控除を受けることができます。ただし、身体障害者手帳（身体障害者3～6級）等ですでに控除を受けている方でも、介護保険における要介護状態区分が要介護4または

要介護5と認定されている方は、この認定書により特別障害者として控除を受けることができます。

交付を受けるには

障害者控除対象者認定申請書に必要事項を記入の上、対象者の方の介護保険被保険者証（写し可）、申請者の方の身分証明書および印鑑を持参し、介護福祉課または各総合支所総合窓口係へお申し込みください。

なお、申請書（様式第1号）は各窓口および市ホームページから入手できます。「障害者控除対象者認定書」は、後日、申請者に郵送します。

問…介護福祉課 内線2442

源泉徴収票が送付されます

平成30年中に国民年金、厚生年金等の老齢または退職を支給事由とする年金を受け取られた皆さんに、平成30年分として支払われた年金の金額や源泉徴収された所得税額等をお知らせする「平成30年分公的年金等の源泉徴収票」が、1月中に日本年金機構から送付さ

れます（障害年金や遺族年金は非課税所得のため送付されません）。所得税等の確定申告の際の添付書類等として必要となりますので、大切に保管してください。

問…国保年金課 内線 2343